

建設委員会情報連絡

令和3年8月19日

情報連絡件名	頁
(1) 中川堤防嵩上げ工事の進捗状況について	2
(2) 足立区都市計画審議会の開催結果について	4
(3) 「あだち自然体験デー」の中止について	5
(4) 区立島糍屋公園で発生した事故の損害賠償請求事件について	6
(5) 都営住宅の建替え等事業について	10

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

(1) 中川堤防嵩上げ工事に伴う路線バスの経路変更について

(2) 令和3年度足立区総合交通計画推進会議（書面開催）の開催結果について

(3) つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について

(4) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について

(5) 有楽町線（地下鉄8号線）に関する交通政策審議会答申について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和3年8月19日

件名	中川堤防嵩上げ工事の進捗状況について
所管部課名	都市建設部企画調整課
内容	<p>国土交通省江戸川河川事務所が実施する飯塚橋以北の中川堤防嵩上げ工事の業者が決定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 飯塚橋から中川防災公園付近（約850m） 別紙参照 P3</p> <p>(1) 施工業者 業者：松尾建設(株)東京支店 工期：令和3年12月28日まで 施工延長：約850m 請負金額：約3億7千万円（税抜き）</p> <p>(2) 工事中の通行規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年8月中旬から大谷田二丁目3番（ボナハイツ）から上流部は通行止めとする。 ・ 令和3年10月4日からは、飯塚橋上流部は路線バス（東武バス綾34 綾35）も含め通行止めとする。 <p>(3) 工事完了後の交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環七南通り（補助第138号線）から中川防災公園までの、北への一方通行とする。 <p>2 環七南通り（補助第138号線）から中川公園付近（約310m） 別紙参照 P3</p> <p>(1) 令和3年6月4日開札 工事契約不調 (2) 年度内の早期工事契約を目指す。</p> <p>3 六木三丁目（都県境から約100m）付近 別紙参照 P3</p> <p>(1) 令和3年後期の工事契約に向け準備中である。</p>
問題点 今後の方針	交通管理者及び地域と協議し、交通規制（大型車両の通行止め）や安全施設の充実を図っていく。

【上流側】中川の堤防整備状況(圀川から飯塚橋)



平成28年11月撮影 航空写真

【下流側】中川の堤防整備状況(飯塚橋から中川橋)



平成28年11月撮影 航空写真

凡例

- 完成済 (Blue line)
- 工事予定 (Red line)
- 未整備 (Green line)

- 中川防災公園から飯塚橋の区間で令和3年6月から堤防の嵩上げ工事開始を予定しています。
- 中川3丁目地区で令和3年6月から堤防の嵩上げ工事を予定しています。
- 令和3年度は、六ツ木3丁目付近でも堤防嵩上げ工事の実施を予定しています。
- 残りの整備区間(緑色部)についても令和4年度からの着手を目指して、引き続き十分に調整を図りながら整備を進めてまいります。

※工事予定は現時点のものであり、今後変更になる場合もあります。

建設委員会情報連絡

令和3年8月19日

件名	足立区都市計画審議会の開催結果について
所管部課名	都市建設部都市計画課
内容	<p>第71回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 日時・場所・出席委員数 令和3年7月15日（木） 午後2時00分～ 区役所中央館8階 特別会議室 委員定数20名中18名出席 ※ 都市計画法に基づく審議会であり、議決が必要なため、新型コロナウイルス感染症防止対策を施した上で開催した。</p> <p>2 議案 (1) 島根四丁目地区地区計画の変更（足立区決定） (2) 千住桜木町公園の変更（足立区決定）</p> <p>3 報告事項 (1) 住宅市街地の開発整備の方針の改定について (2) 生産緑地地区関連について ア 生産緑地地区の変更 イ 特定生産緑地の指定及び解除</p> <p>4 審議結果 上記議案を付議した結果、足立区都市計画審議会において異議のないものと決定された。</p> <p>5 都市計画決定・告示 令和3年7月27日（火）</p>
問題点 今後の方針	<p>次回の都市計画審議会は、令和3年12月22日（水）に開催を予定している。</p>

建設委員会情報連絡

令和3年8月19日

件名	「あだち自然体験デー」の中止について
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課 公園管理課 環境部環境政策課
内容	<p>「あだち自然体験デー」の中止について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 あだち自然体験デー中止 例年、9月下旬頃開催していた「あだち自然体験デー」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の開催を中止とする。</p> <p>2 中止理由 (1) 子どもたちが自然にふれあい体験することを中心としたイベントのため、ワクチン接種対象外の子どもに対して、イベント開催による感染症の影響が考えられる。 (2) 本イベントは最大1万人規模の集客が予想されるため、感染防止対策や、ソーシャルディスタンスをとることが困難である。 (3) 会場までのシャトルバス利用者が多く、運行台数も制限されるため、車内での過密が予測される。</p> <p>3 今後の予定 中止について、地元商店街会などの関係団体、消防署などの関係機関へ丁寧に説明するとともに、手続きを速やかに行っていく。</p> <p>4 区民等への周知方法 (1) あだち広報(9月10日号) (2) 区ホームページ掲載、SNS等</p>
問題点 今後の方針	関係機関への説明及び手続きを速やかに行っていく。

建設委員会情報連絡

令和3年8月19日

件名	^{しまこうじや} 区立島糞屋公園で発生した事故の損害賠償請求事件について			
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課			
内容	<p>平成19年に区立公園で発生した事故により、相手側から提訴された。訴状の内容を情報提供する。</p> <p>1 事故概要</p> <p>相手側の主張によると平成19年9月16日、島糞屋公園（足立区鹿浜二丁目22番1号）で被害者（当時34才）が親戚の子供とサッカーをして遊んでいた際、グラウンドの金属製側溝蓋が逆さま（別紙参照 P 8～9）になっており、それを被害者が踏み、突起物が運動靴を貫通し左足土踏まず部分に裂傷を負った。</p> <p>傷病名：左足関節骨髄炎（当初：左足底部皮膚裂傷）</p> <p>被害者が運動靴を廃棄しているため区では、事故の有無を確認できていない。</p> <p>2 経過概要</p> <p>事故当初は2～3週間の裂傷と思われたが、骨髄炎を発症し、約10年間の通院の後、平成29年に手術を実施した。</p> <p>その後も通院・加療を続けるが完治に至らず、平成30年6月20日症状固定の診断を受ける。</p> <p>相手側から令和2年4月13日後遺障害診断書等補償算定に関する書類の提示があり損害賠償金の算出作業に入る。</p> <p>これまで治療費等として3回、1,101,357円支払い済み。</p> <p>3 訴状内容（原告の主張）</p> <p>当該柵蓋は足立区が公園内に設置・管理する公の営造物（国家賠償法2条1項）に該当し、原告は足立区の管理瑕疵によりけがをしたのであるから、国家賠償法2条1項に基づき原告に生じた損害を賠償する責を負う（過失割合10：0）。</p> <p>4 損害賠償請求金額</p> <table data-bbox="440 1783 1441 1962"> <tr> <td>約9,400万円</td> </tr> <tr> <td>内訳 損害賠償額 約5,500万円</td> </tr> <tr> <td>遅延損害金 約3,900万円（年5%で事故から支払までの期間、14年）</td> </tr> </table>	約9,400万円	内訳 損害賠償額 約5,500万円	遅延損害金 約3,900万円（年5%で事故から支払までの期間、14年）
約9,400万円				
内訳 損害賠償額 約5,500万円				
遅延損害金 約3,900万円（年5%で事故から支払までの期間、14年）				

5 主な争点

(1) 当該柵蓋の設置又は管理の瑕疵の有無

	相手側	区
柵蓋の設置状況	逆さまに設置されていた。	逆さまに設置したことはなく、適切に設置している。
柵蓋の管理状況	当該柵蓋は、公園利用者が怪我をしないように管理しなければならないが、逆さまに設置されており管理に瑕疵があった。	事故当時(9月半ば)は台風シーズンであり、詰まり等がないか目視で、正常であることを確かめている。何者かが当該柵蓋をひっくり返したと考えられる。

※ 柵蓋は通常、柵内に溜まった泥や落葉等を取り除く作業のため、動かすことができる構造になっている。

(2) 後遺障害等級の認定及びその賠償金額

	相手側	区
後遺障害等級	併合9級	12級
賠償金額	約9,400万円	1,705万円 (保険会社試算額)

6 第1回口頭弁論の結果

(1) 区側から答弁書の陳述及び負傷の内容、治療の必要性、治療内容の変化、症状の変化(改善)等を知るためにカルテ等の文書を裁判所から治療にかかわった4医療機関に対し請求してもらうことを申立て、採用された。

(2) 相手側は区側が提出した訴状内容や請求の原因に対する認否等が記載された答弁書について検討し、主張立証の書面を令和3年8月31日(火曜日)までに提出する。

7 今後の予定

- ・ 次回期日 令和3年9月6日(月曜日) 11時00分
- ・ 次回予定 相手側が答弁書について反論を行う。

問題点
今後の方針

総務課法務係及び顧問弁護士と相談しながら、訴訟を進める。

島糞屋公園 少年野球場 排水柵蓋

通常の状態



ここに蓋で塞ぎました



島靴屋公園 少年野球場 排水樹蓋

原告は事故当時、蓋が逆さまになった状態で樹に設置してあったと主張。



ここを踏んで怪我をした。

高さ 約4cm



建設委員会情報連絡

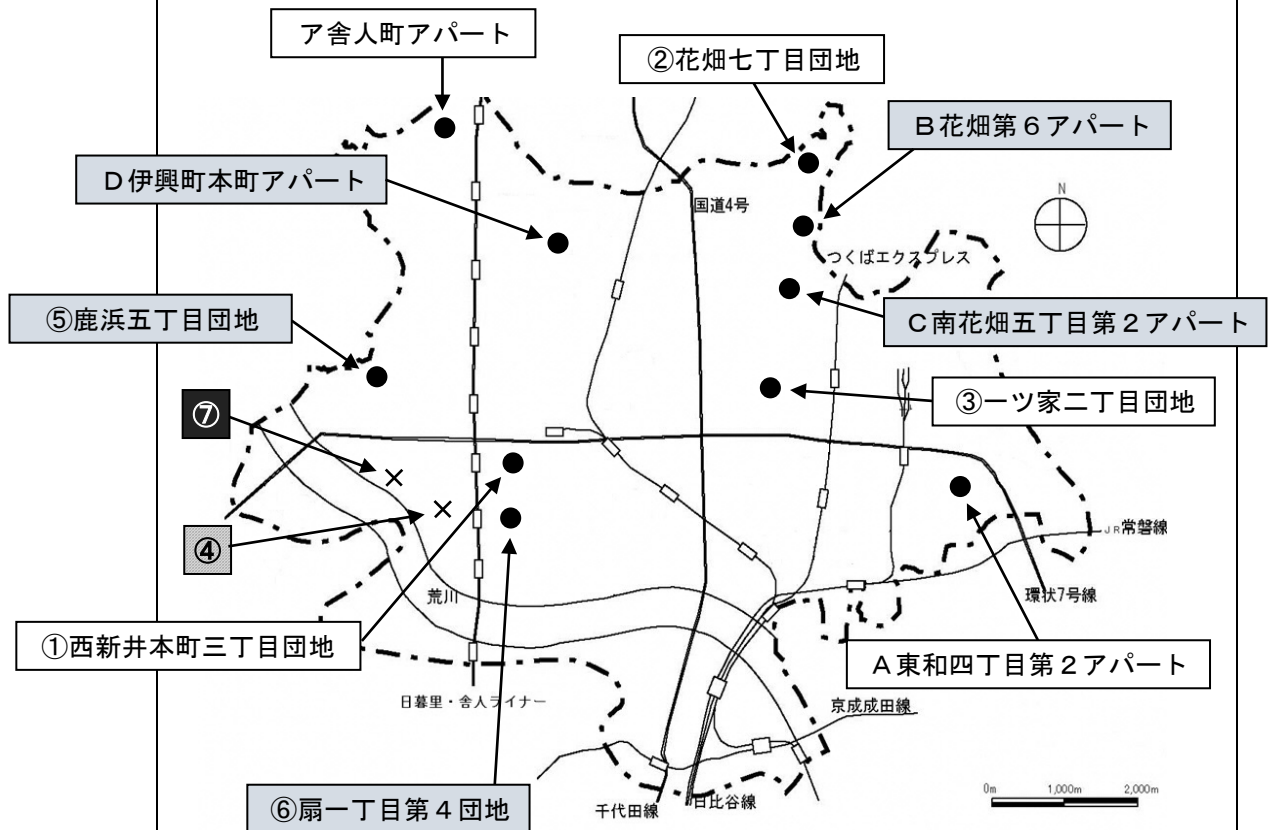
令和3年8月19日

件名	都営住宅の建替え等事業について																																											
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課																																											
内容	<p>東京都住宅政策本部より、都営住宅の建替え等の取組み状況について情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和2年度着手の状況</p> <p>(1) 建替事業（別図参照 番号は位置図の番号に対応）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">団地名（旧名称）</th> <th style="width: 30%;">工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>西新井本町三丁目団地（西新井第3アパート）</td> <td>2期/全2期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>花畑七丁目団地（花畑アパート）</td> <td>3期/全3期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）</td> <td>2期/全3期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>（江北二丁目アパート）</td> <td>撤去団地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) エレベーター設置（別図参照 記号は位置図の記号に対応）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 25%;">団地名</th> <th style="width: 30%;">対象住棟（設置数）</th> <th style="width: 35%;">工事状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>東和四丁目第2アパート</td> <td>7号棟（1基）</td> <td>設置済み</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 耐震化事業（別図参照 記号は位置図の番号に対応）</p> <p style="padding-left: 20px;">工事 1棟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 30%;">団地名</th> <th style="width: 30%;">対象住棟</th> <th style="width: 30%;">工事状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td>舎人町アパート</td> <td>11号棟※</td> <td>改修済み</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">※ 第二舎人災害備蓄倉庫併設</p> <p>2 令和3年度着手の予定（見込みを含む）</p> <p>(1) 建替等事業（別図参照 番号は位置図の番号に対応）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">団地名（旧名称）</th> <th style="width: 30%;">工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>鹿浜五丁目団地（鹿浜五丁目アパート）</td> <td>1-1期/全4期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>扇一丁目第4団地（本木町第3アパート）</td> <td>2期/全2期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>（上沼田第2アパート）</td> <td>撤去団地</td> </tr> </tbody> </table>	番号	団地名（旧名称）	工事区分	①	西新井本町三丁目団地（西新井第3アパート）	2期/全2期	②	花畑七丁目団地（花畑アパート）	3期/全3期	③	一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）	2期/全3期	④	（江北二丁目アパート）	撤去団地	記号	団地名	対象住棟（設置数）	工事状況	A	東和四丁目第2アパート	7号棟（1基）	設置済み	記号	団地名	対象住棟	工事状況	ア	舎人町アパート	11号棟※	改修済み	番号	団地名（旧名称）	工事区分	⑤	鹿浜五丁目団地（鹿浜五丁目アパート）	1-1期/全4期	⑥	扇一丁目第4団地（本木町第3アパート）	2期/全2期	⑦	（上沼田第2アパート）	撤去団地
番号	団地名（旧名称）	工事区分																																										
①	西新井本町三丁目団地（西新井第3アパート）	2期/全2期																																										
②	花畑七丁目団地（花畑アパート）	3期/全3期																																										
③	一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）	2期/全3期																																										
④	（江北二丁目アパート）	撤去団地																																										
記号	団地名	対象住棟（設置数）	工事状況																																									
A	東和四丁目第2アパート	7号棟（1基）	設置済み																																									
記号	団地名	対象住棟	工事状況																																									
ア	舎人町アパート	11号棟※	改修済み																																									
番号	団地名（旧名称）	工事区分																																										
⑤	鹿浜五丁目団地（鹿浜五丁目アパート）	1-1期/全4期																																										
⑥	扇一丁目第4団地（本木町第3アパート）	2期/全2期																																										
⑦	（上沼田第2アパート）	撤去団地																																										

(2) エレベーター設置予定 (別図参照 記号は位置図の記号に対応)

記号	団地名	対象住棟 (設置数)
B	花畑第6アパート	3、4号棟 (計2基)
C	南花畑五丁目第2アパート	11号棟 (計1基)
D	伊興町本町アパート	1号棟 (計1基)

【別図】 令和2年度・3年度建替等着手団地 位置図



《 団地・アパート名 凡例 》	
①～⑦ 建替団地・撤去団地	白枠 令和2年度着手
A～D エレベーター設置団地	斜線枠 令和2年度撤去
ア 耐震化団地	網掛枠 令和3年度着手 (予定)
	白抜枠 令和3年度撤去 (予定)

問題点
今後の方針

- 令和3年度協議の建替え等の計画について、東京都及び足立区の関係所管と調整を行い円滑な事業推進を図る。
- 建替都区協議においては、都営住宅の適正配置を図るとともに、区のまちづくりに貢献するよう創出用地の活用等について検討する。